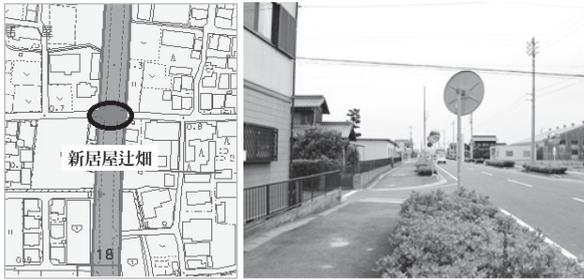


事故の起こりやすい場所～守って安全・知って安心～Vol.43

**名称** 新居屋辻畑の脇道  
**場所** 新居屋辻畑

この左側の脇道から大きい道路に出るとき、左右の見通しがきかないため、歩道の線上に自動車の頭を出さざるを得ない。そろそろと慎重に出したつもりでも、歩行者や自転車と接触する危険性があります。大きな道路へ出るときは、歩道上に歩行者や自転車がいることを予想した運転が不可欠です。



**問合せ先** 安全安心課

0444・0862

交通安全

年末の交通安全県民運動

12月1日(日)～10日(火)

12月5日(木) 午後4時～6時  
県内一斉交通大監視

重点項目

- ・子どもと高齢者の安全な通行の確保
- ・高齢運転者の交通事故防止
- ・夕暮れ時と夜間の歩行中、自転車乗用中の交通事故
- ・すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶

12月は飲酒運転根絶強調月間です

- 飲酒運転を四(し)しない運動**
- ・運転するなら酒を飲まない。
  - ・酒を飲んだら運転しない。
  - ・運転する人に酒をすすめない。
  - ・酒を飲んだ人に運転させない。

ハンドルキーパー運動

ハンドルキーパーは、自動車で仲間と飲食店等に行く場合に、お酒を飲まないで、仲間を自宅まで送り届ける人のことです。



**問合せ先** 安全安心課

0444・0862



自転車のマナー向上について

近年、自転車加害者となる交通事故が全国的に発生しています。事故を起こさないよう、常に自転車の点検を行うとともに、自転車安全利用5則を遵守しましょう。

自転車安全利用5則

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
  - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
  - ・夜間はライトを点灯
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

**問合せ先** 安全安心課

0444・0862

また、自転車事故により相手方を死傷させた場合に、高額な損害賠償請求事例が相次いでいます。事故が起き、損害賠償責任を負ったときの経済的な負担を軽減するため、積極的に自転車保険等に加入しましょう。

令和元年中  
交通事故死亡者数

地域	死者数
愛知県	106人
津島警察署管内	6人
あま市	2人

令和元年9月末現在

■運転免許証の自主返納について

愛知県では高齢者の免許人口が全体の20%以上と全国的にも高くこれに比例し高齢ドライバーの交通事故も年々増加しています。高齢者は、加齢による身体機能の低下などで運転時の操作ミスが起こりやすくなります。

「最近、運転が不安になった」「家族と相談して免許証を返すことにした」等免許証を返納したい方は、免許証を返納することができます。返納後は安全運転に努めてきた証として、「運転経歴証明書」の交付を受けることができます(交付には手数料がかかります)。運転経歴証明書は、身分証として利用でき、一部タクシー会社の乗車運賃割引等の特典があります。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 津島警察署交通課

☎0567・24・0110

安全安心課

☎444・0862

防犯



犬のお散歩時による防犯パトロール活動協力事業

あま市防犯協会では、飼い犬のお散歩で外に出るついでに、「ながらパトロール」をしてもらおうと、犬の散歩の散歩の時に使用する



トートバッグを配布しています。バッグには反射入りで防犯パトロール中とプリントしてあり、このバッグを持って犬の散歩をしていたことで、少しでも地域の防犯意識を高めるとともに、犯罪のおきにくいまちづくりを目指します。

申込 安全安心課(本庁舎)窓口で配布しています。希望の方は窓口で申請をお願いします。

※飼い犬の登録番号が必要です。

問合せ 防犯協会事務局(安全安心課)

☎444・0862

ウォーキングによる防犯パトロール事業

あま市防犯協会では、地域の見守り活動として、ウォーキングに合わせて防犯活動を行っていただける方を募集しています。

ウォーキングをしてもらうときに配布する蛍光反射付きのベストを着用してもらい、地域の防犯意識を高め、犯罪のおきにくいまちづくりを目指します。



ウォーキングによる防犯パトロールは、「団体で活動する防犯パトロール」とは異なり、「個人の方によるボランティア活動」です。

申込 安全安心課(本庁舎)窓口で配布しています。希望の方は窓口で申請をお願いします。

問合せ 防犯協会事務局(安全安心課)

☎444・0862

あま市月別 窃盗犯発生状況(暫定値)

手口	令和元年9月中 認知件数	前月比
侵入盗 (空き巣等)	7件	-10件
乗物盗 (自動車盗等)	6件	-4件
非侵入盗 (車上ねらい等)	13件	+3件
計	26件	-11件

防災



市では家具転倒防止器具の取付け支援を行っています

対象

- ・高齢者(65歳以上)の属する世帯
- ・身体障害者手帳、または療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- ・中学生以下の子どもの母親のみの世帯

申込 令和2年2月28日(金)までに所定の申請書に必要事項を記入し、安全安心課(本庁舎)、もしくは七宝・基目寺市民サービスセンターへお申し込みください。

※ただし、定数に達した場合は受付を終了します。

事業の内容等

- ・家具転倒防止器具(金具)を用いて柱、壁等に固定する。
- ・家具固定は、1世帯につき家具3本までとする。
- ・対象は木製家具とする。ピアノ、仏壇等は不可。

問合せ 安全安心課

☎444・0862

# 消防



## ■年末にかけて防火点検を

毎年、寒さが厳しい時期になると、暖房器具等を使う機会が増え、火に対する注意が必要になります。

消防団では、12月28日(土)から年末の夜間特別警戒を実施します。ご家庭でも火を使った後や、お出かけ前、お休み前にはもう一度火の元を確かめ、防火に努めましょう。



## 問合先 安全安心課

☎444・0862

# 環境・衛生



## ■資源ごみ収集と廃棄物減量等推進員

毎月1回実施の資源ごみの円滑な収集は、各地区推進員の方々のご協力があってこそ成り立っています。

推進員の方々に必要以上のご負担をかけないよう、分別と出し方のルールを必ず守ってください。

## 問合先 環境衛生課

☎444・3132

## ■害虫等の駆除はご自身

市では私有地にかかわる害虫等の駆除を行っていません。害虫等でお困りの場合は、次の窓口までご相談ください。

## ■公益社団法人愛知県ペストコントロール協会

☎452・7122

※平日、午前10時から午後4時までです。

※業者への駆除依頼は有料です。

## 問合先 環境衛生課

☎444・3132

## ■事業所から出るごみの処分方法

営利、非営利の目的にかかわらず、一般家庭以外の全事業者による事業活動に伴って排出されるごみは、家庭系ごみ収集には出せません。事業所から出るごみには、以下の2種類があります。

### ①産業廃棄物

関係法令規定の20種類があります。●販売店舗等、取扱業者へ処分をご相談ください。

●県の産業廃棄物収集運搬許可業者へ処分をご相談ください。

### ②事業系一般廃棄物

産業廃棄物以外の紙くず、繊維くず、木くず、生ごみ(いずれもリサイクルできないごみ)

●市の事業系一般廃棄物収集運搬許可業者へ処分をご相談ください。

## あわせてご参照ください

・冊子「平成31年度あま市ごみの分別と出し方のルール」7ページ

―収集できないごみ―

・市公式ウェブサイト(トップページ) ↓くらしの情報 ↓ごみとリサイクル ↓ごみ ↓事業系のごみ等の処分

※リサイクルできるごみは、廃棄物再生事業者へ処分をご相談ください。

## 問合先 環境衛生課

☎444・3132

## ■医療廃棄物の処分方法

医療廃棄物とは、医療関係機関等が事業活動や在宅医療等の医療行為に伴って排出する廃棄物(ごみ)を指します。

脱脂綿、ガーゼ、包帯、ギブス、紙おむつ、注射針、注射筒、輸液点滴セット、体温計、試験管等の検査器具、有機溶剤、血液、臓器・組織等のうち、人が感染し、もしくは感染するおそれのある病原体が含まれ、もしくは付着し、またはこれらのおそれのあるものは「感染性廃棄物」といい、数量の多少にかかわらず、市の家庭系ごみ収集には出せません。

感染性廃棄物には、次の2種類があります。

### ●感染性産業廃棄物

医療行為等で廃棄物となった血液、注射針、レントゲン定着液等のうち感染性廃棄物である特別管理産業廃棄物

### ●感染性一般廃棄物

医療行為等で廃棄物となった紙くず、包帯、脱脂綿等のうち感染性廃棄物である特別管理一般廃棄物

## 問合先 環境衛生課

☎444・3132